

令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金  
データヘルス・予防サービス見本市の開催事業  
公募要領

令和2年6月

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

## I. 公募事業について

### 1. 事業の目的

厚生労働省では、医療保険者、企業、地方自治体等が実施するデータヘルス（レセプトや健診情報等を活用した保健事業）の中で、個人の健康づくりに対するインセンティブを付与する取組など、個人が自らの選択により、意欲的に健康づくりの活動を行うための環境整備を進めていくこととしている。

データヘルス・予防サービス見本市等開催事業では、予防・健康づくりに関する先進予防・健康づくりに関する先進事例の紹介や、関係者間の問題意識の共有や医療保険者等と健康・予防サービスを提供する企業等とのマッチングの機会の提供等を行うことで、個人の健康づくりに対する意欲を喚起する取組を、医療保険者、企業、地方自治体等の関係者の中で広げていくことを目的とする。

### 2. 公募に必要な資格に関する事項

本事業の補助事業者は、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす法人等（個人、法人又は団体をいう。）であること。

(1) 次の①から⑤のいずれも満たす法人等であること。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 本業務を推進する上で国が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金等の交付停止等の処分を受けている期間中でないこと。

(2) 次の①から⑤のいずれにも該当しない法人等であること。

- ① 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 3. 公募対象事業

データヘルス・予防サービス見本市（以下「見本市」という。）の開催に必要な以下の事業。本事業の実施にあたっては厚生労働省と協議のうえ実施すること。

- ・ 事務局の設置  
開催日や会場の選定（1会場で2日間開催）  
※会場地については大阪府近郊とし、事業実施に十分な広さを確保できる場所とすること。
- ・ 見本市の出展内容（テーマ）、セミナー等の企画立案  
※厚生労働省以外の省庁の施策も含めた内容とすること。  
またセミナーについては来場保険者等に役立つものとする。
- ・ 出展事業者の募集及び決定、出展事業者等と各種連絡調整
- ・ 見本市開催に向けた周知・広報
- ・ 来場者確保のための企画立案
- ・ 見本市当日の各種対応
- ・ 事業終了後の報告書の作成等

### 4. スケジュール（予定）

- 7月 : 補助事業者の決定
- 8月 : 開催場所等の選定
- 9月 : 出展内容、セミナー内容等の決定
- 10月 : 出展事業者の募集等
- 12月 : 見本市開催の周知
- 2月 : 見本市の開催

### 5. 補助金交付の要件

#### （1）補助基準額

予算の範囲内で厚生労働大臣が認めた額とし、事業予算額は4,000万円程度（消費税及び地方消費税込み）

## (2) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、全額が補助事業終了後の精算払

## (3) 支払額の確定方法

補助事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定する。(必要に応じて実地調査を行う場合がある。)

## 6. 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、「令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱(データヘルス・予防サービス見本市等の開催事業分)」(以下「交付要綱」という。)に定める対象経費とする。

具体的には、人件費、消耗品費、諸謝金、旅費、展示会出展費、借損料、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広報費、備品購入費、委託費を予定。

## II. 公募申請手続等について

### 1. 公募申請手続について

#### (1) 提出期限

公募日から1ヶ月後の日の17時必着

#### (2) 提出方法

申請書類の提出は、原則として郵送とするが、直接持参することも可とする。ただし、直接持参する場合は、事前に厚生労働省に連絡すること。

郵送の場合は、簡易書留等配達されたことを証明できる方法で送付することとし、封筒には「データヘルス・予防サービス見本市等の開催事業応募書類一式」と明記すること。

#### (3) 提出書類

- ① データヘルス・予防サービス見本市等の開催事業申請書(様式1)
- ② 企画提案書(様式2)
- ③ 会社概要(任意)
- ④ 財務諸表(過去1年分)

#### (4) 提出部数

- ・上記(3)①~④の書類: 各1部(正本)
- ・②の企画提案書(法人名等が判別できないようにしたもの): 7部

## (5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ① FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。
- ② 提出された申請書類等の変更、取消し及び返還は行わない。
- ③ 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ④ 提出された申請書類等は、厚生労働省において、審査以外の目的に申請者に無断で使用はしない。審査の結果、補助事業者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

## (6) 担当課室・連絡先

公募要領に関する照会、申請書類の提出先は以下のとおり。

なお、入札説明会は、本年度は実施しない。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室

電話：03-5253-1111（3124）

Mailアドレス：hojyokin@mhlw.go.jp

## 2. 補助事業者の選定について

### (1) 選定基準について

補助事業者の選定は、提出された書類に基づいて、次の項目を総合的に評価して「予防・健康づくりインセンティブ推進事業」選定委員会が行うものとする。

#### ① 事業実施方法等

- ・ 本事業の理解、課題設定等
- ・ 本事業の実施場所等
- ・ 参加意欲を高める来場者の募集方法等
- ・ 出展意欲を高める出展者の募集方法、選定方法等
- ・ 事業の企画提案内容
- ・ 当該事業の周知方法
- ・ 事業評価、計測方法等

#### ② 事業実施体制等

- ・ 事業を実施するために必要な体制
- ・ 事業遂行能力、過去の類似実績
- ・ 所要額内訳書の妥当性（過度な事業積算を行っていないこと等を含む）

#### ③ 感染症防止対策

- ・ 実施時期の新型コロナウイルス感染症等の流行状況を踏まえた感染防止対策の具体的な内容

- ・実施時期の新型コロナウイルス感染症等の流行状況を勘案し会場での実施が困難となった場合の代替案の内容

## **(2) 補助事業者の決定について**

公募締め切り後、「予防・健康づくりインセンティブ推進事業」選定委員会において補助事業者（以下「公募選定事業者」という。）を選定する。また、不採択の申請者に対してもその旨を通知する。

## **3. 交付申請手続について**

### **(1) 補助金の交付について**

公募選定事業者が補助金の交付を受けるためには、交付要綱に基づき交付申請の手続が必要となる。

### **(2) 交付手続の流れについて**

#### **① 事業計画書の提出**

公募選定事業者は、「高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱(データヘルス・予防サービス見本市等の開催事業分)」に基づき事業実施計画書を提出し、内容審査後に厚生労働省より補助基準額の内示を発出する。本事業は、内示日から実施可能となる。

#### **② 交付申請書の提出**

公募選定事業者は、上記事業計画書とは別に、交付要綱に基づき、交付申請書を提出すること。当該交付申請書に基づき厚生労働省より交付決定を行う。

#### **③ 実績報告書**

公募選定事業者は、事業終了後、翌年度4月10日までに、交付要綱に基づき、実績報告書を提出する。当該報告書に基づき厚生労働省より実績確定を行い、その後補助金の支払いとなる。

## **4. 補助対象期間**

厚生労働省から通知する補助基準額の内示日から翌年度3月31日